2. 西宮浜義務教育学校について

■表2：西宮浜義務教育学校、小学校、中学校の児童生徒数及び学級数の推移

西宮浜義務教育学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
令和4年度	児童生徒数	33	40	35	38	39	37	65	56	96	439
	学級数	1	2	1	1	1	1	2	2	3	17
令和3年度	児童生徒数	38	35	36	38	38	59	54	93	58	449
	学級数	2	1	1	2	1	2	2	3	2	20
令和2年度	児童生徒数	35	36	39	37	59	52	93	56	83	490
	学級数	1	1	2	2	2	2	3	2	3	22
西宮浜小・中学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	合計
令和元年度	児童生徒数	38	38	36	55	49	85	53	82	71	507
	学級数	2	2	2	2	2	4	2	3	2	24

○令和5年度
児童生徒数：384名
学級数：17学級

■表3：特認校新規入学者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年	2	12	7	6
2年	0	0	2	0
3年	1	1	0	0
4年	1	0	1	1
5年	3	1	0	0
6年	2	0	0	1
7年	6	6	7	2
8年	5	0	2	0
9年	1	2	0	2
合計	21	22	19	12

校区外からの新規入学者数も減少傾向

3. 植栽帯の管理について

■写真①：市道の植栽帯

■写真②：張り紙がはがれたコーン

■写真③：県道の植栽帯

ひょうごアドプトの看板

みんなで まち をきれいにしましょう

●ひょうごアドプトとは

●県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、みなさんがボランティア等（清掃美化活動）を行う際に、県・市町が、用具の提供等を行い支援する制度です。
県では、2001年（平成13年）に、制度を創設しました。以降、皆さんの熱心な活動が県下全域へ広がっています。

●ひょうごアドプトの役割分担

●〈活動団体〉
・自治会、ボランティアグループ、サークル、企業、学校等、県民の皆さん
・活動区域の清掃・美化、除草・草刈り、植樹（低木）管理、植栽、間伐・下草刈り・植樹などの森づくり活動等を実施します。
〈行政〉
・県・市町
・アドプト看板の設置、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋等を支給します。

●ひょうごアドプトの名前の由来

●「アドプト（adopt）」とは、「養子にする」という意味の英語です。
ボランティア活動を行う団体を「里親」に見立て、県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等の活動区域を「養子」のようにお世話（清掃・美化活動）いただくため、このような名前となりました。
そもそもは、アメリカのハイウェイでの散乱ゴミ対策として、1985年に世界で初めて導入された制度であると言われています。

ひょうごアドプトのイメージ

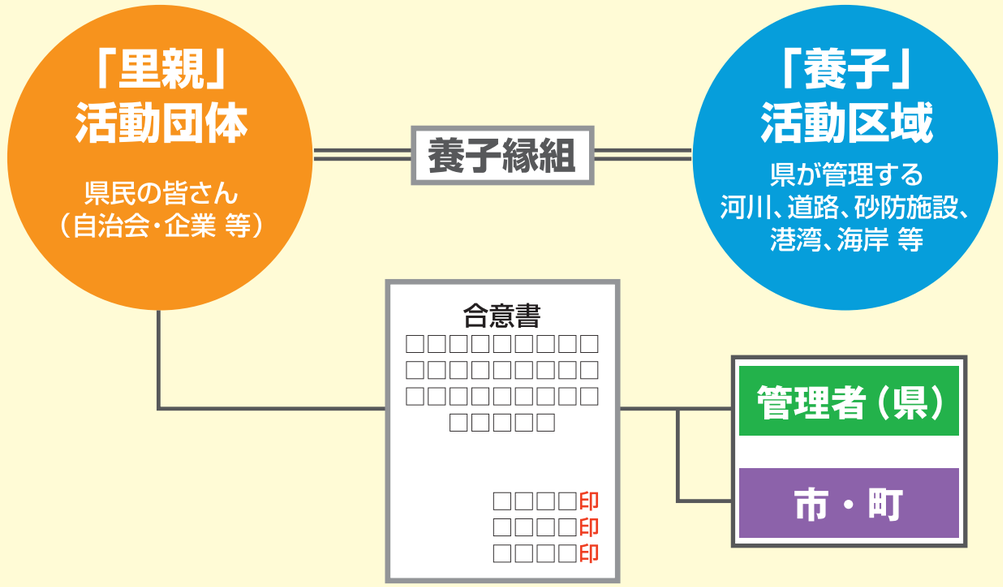

参加要件

活動を2年以上継続でき、下記に該当しない団体が、アドプト活動に参加できます。
①活動を営利目的とする団体
②参加資格を得るにあたり不当な条件をつける団体
③活動とあわせて宗教活動・政治活動又は営業活動を行う団体
④特定の公職の候補者や政党を推進し、支持し又はこれらに反することを目的とする団体
⑤暴力団又はその統制下にある団体、社会の秩序を乱す恐れのある団体

活動のための手続き等

前年度 ／ 活動年度

新規団体の方は…

活動申し込み → 県・市町・活動団体の調整 → 県に提出 → 活動を開始 → 資料作成

- 県に提出：①活動団体構成者名簿 ②用具類提供願
- 活動を開始：県・市町の役割 ボランティア保険加入 用具の提供　等
- 資料作成：①次年度活動団体構成者名簿 ②次年度用具類提供願 ③活動実績報告書

継続団体の方は…

県に提出 → 活動を開始 → 資料作成

- 県に提出：①次年度活動団体構成者名簿 ②次年度用具類提供願 ③活動実績報告書
- 活動を開始：県・市町の役割 ボランティア保険加入 用具の提供　等
- 資料作成：①次年度活動団体構成者名簿 ②次年度用具類提供願 ③活動実績報告書

県が管理するこんな場所で活動しています！

砂防施設

道路

河川

港湾・海岸（緑地）